（別表２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

（平成２８年１０月１日作成）

No. 18

法　令　名	公衆浴場法
根拠条項	第７条
処分の概要	公衆浴場業の許可の取消し及び営業の停止
法令の定め	（許可の取消及び営業の停止） 第７条　都道府県知事は、営業者が、第２条第４項の規定により附した条件又は第３条第１項の規定に違反したときは、第２条第１項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。 （許可の条件等） 第２条　業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 ２～３　（省略） ４　都道府県知事は、第２項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第１項の許可に必要な条件を附することができる。 第３条　営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。 ２　前２項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。 施行条例第３条　公衆浴場には、入浴者用の出入口、脱衣室、洗場、浴槽及び便所を、男子用と女子用に区別して設けなければならない。 ただし、福利厚生浴　場その他の公衆浴場であって知事が出入口等を男子用と女子用とに区別して設ける必要がないと認めたものにあっては、男子用と女子用の区別をしないことができる。 ２　公衆浴場（乳児が通常利用しないものを除く。）には、脱衣室で使用する衛生的な乳児用寝台を備えなければならない。 施行条例第４条　公衆浴場の施設の構造は、次の各号（省略）によらなければならない。 施行条例第５条　公衆浴場には、夜間は適当な照明をなし、尚停電その他照明事故のために、灯火、ローソク等の予備設備を備えなければならない。
処 分 基 準	・公衆浴場新設許可事務について 昭和２８年２月２３日　衛環発第６号　厚生省公衆衛生局環境衛生部長回答 ・公衆浴場業の許可の取消しについて 昭和２８年１２月９日　法制局一発第１１２号　法制局第一部長発
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問　合　先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ （電話番号：011-204-5260）
備　　考	http://www. pref. hokkaido. lg. jp/hf/kse/kyo/gyote3-2. htm